

日本エコレザー認定申請書類の記入例

日本エコレザーの認定を受けるには、下記の書類と見本革片及び革の表面写真データ並びに申請料の振込控えの写しの提出が必要となり、全ての機密情報は、その機密性が保持されます。提出書類に虚偽が認められれば認定が取り消されます。各証明書は発行日より6ヶ月以内のものを有効とします。

申請するもの

申請書	日本エコレザー認定申請書(様式1)
証明書類	革構造の証明書(証明書1)(触感や目視で革の判定ができない場合)
	原料供給証明書(証明書2)
	化学物質検査証明書他(証明書3)
宣言書類	日本エコレザー認定申請宣言書(宣言書1(様式2))
	製造工程概略及び主要廃棄物(宣言書2)
	全使用薬品の届出(宣言書3(様式3))
	SDS(安全データシート)
	排水処理関係書類(宣言書4)
	廃棄物処理関係書類(宣言書5)

見本革片(約21cm×29cm(A4)1枚、約3cm×3cm2枚)、革の表面写真データ
申請料振込控えの写し(但し、移行措置として、2027年3月31日まで無料とします。)

※右上に証明書の番号又は宣言書の番号を記入し、番号順に添付してください。

●必要事項を記載し、チェックを入れて下さい。添付書類が日本語、英語以外の場合は和訳を付けてください。

<記入例>

様式1	新規
日本エコレザー(JEL)認定申請書	
(一社)日本皮革産業連合会 会長 殿	
××××年×月×日	
申請会社名:	〇〇〇〇株式会社 (日本語)
申請会社名:	〇〇〇〇inc. (英語)
業種:	<input type="checkbox"/> 革製造業、 <input checked="" type="checkbox"/> 革販売業、 <input type="checkbox"/> 革製品製造業、 <input type="checkbox"/> 革製品販売業、 <input type="checkbox"/> その他(該当に✓)
代表者名:	山田 太郎
担当者名:	鈴木 一郎
会社住所:	〒000-0000 東京都台東区浅草××××
電話:	03-3847-××××
FAX:	03-3847-××××
E-mail(HP掲載用):	××@××.jp
E-mail(連絡用):	××@××.jp
URL:	https://www××××.jp
URL(英語):	https://www××××.jp
革製造会社名:	□□□□株式会社 (日本語)
革製造会社名:	□□□□inc. (英語)
会社住所:	000-0000 兵庫県姫路市花田町××××
電話:	0792-82-××××
日本エコレザーの認定を受けたいので必要書類を添えて申請します。	
下記の該当項目の□に✓または__を記述する。	
(1)認定レベル:	<input checked="" type="checkbox"/> シルバー <input type="checkbox"/> ブロンズ
(2)製造国:	<input checked="" type="checkbox"/> 日本*1 <input type="checkbox"/> 海外(国名:_____)
*1 日本製とは最終仕上げを日本で行った革のことです。	

(3) 革名称:

第一類(原料特徴): 例、牛なら成牛、子牛、肉牛、コブ牛など

牛(例) 成牛 _____)

馬(_____)

豚(_____)

羊(_____)

山羊(_____)

第二類(床原料特徴): 牛床、豚床など

(_____)

第三類(動物種類): 野生動物または養殖動物の革

(_____)

(4) 登録製法

4-1) 主な鞣し

クロム(主鞣し)

植物タンニン(主鞣し)

合成タンニン(主鞣し)

その他(_____)

4-2) 色

(例) 黒 _____)

4-3) 仕上げ

ピグメント(顔料)仕上げ

ナチュラル仕上げ

(5) 商品名/品番

商品名 例) ムーン _____

商品名(英語) 例) Moon _____

品番 XXXXXXXXX _____

商品名、品番、色など自社で管理・把握できる名称でよい。
他社商標を侵害しないようによく調査してから記載してください。

(6) 主な用途

靴甲革 靴裏革 バッグ・鞆類 小物 ベルト 手袋 衣料

家具 その他 (_____)

(7) 革の説明・アピール点(120 文字程度、HP に掲載します。)

(日本語)

この革の特徴は…○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○
○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○

(英語)

This leather are...○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○
○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○

(8) 色違い申請

基準となる革の認定番号 XXXXXX

(過去の認定革と認定レベルが同じく、製造方法が全く同一で、使用している染料、顔料のみ異なる場合は記載してください。)

(9) 革見本片、画像(提出前に以下を確認し、✓を付けてください。)

- 見本革片(約 21cm×29cm(A4)。裏に「商品名」を記載)
- 見本革片(約 3cm×3cm)(認定証用)1枚。但し英語の認定証が必要な場合は 2 枚。
- 見本革片の表面アップ画像データをメール(宛先:eco@jlia.or.jp)してください。
(希望データ形式:jpeg、330×330 ピクセルの正方形、ファイル名:商品名、仕上げ・色が分かり易いもの。https://ecoleather.jlia.or.jp/data/ に掲載します。)

(10) 申請料・振込先

1 点につき、3 万円(振込手数料は申請者をご負担ください)
振り込み控えの写しを提出してください。
(但し、移行措置として、2027 年 3 月 31 日まで無料とします。)

(11) 希望する認定証

- 日本語のみ
- 日本語と英語

※1 枚に、認定レベルが同じく、同じシリーズの複数の色を申請する場合は、各革の商品名/品番、色などの一覧表を添付してください。

※添付書類が、日本語、英語以外の言語の場合は、和訳を付けてください。

●革構造の証明書の添付

革および床革の判定は、触感や目視で革の判定ができない場合はISO17186に準拠して革断面繊維構造が判定できる顕微鏡写真(倍率が分かるもの)を添付してください。

通常の銀付き革の場合は添付を要しませんが、塗膜が厚い場合はISO 17186に準拠して塗装膜厚を測定してください。(0.15mm以下が認定条件)

申請書類

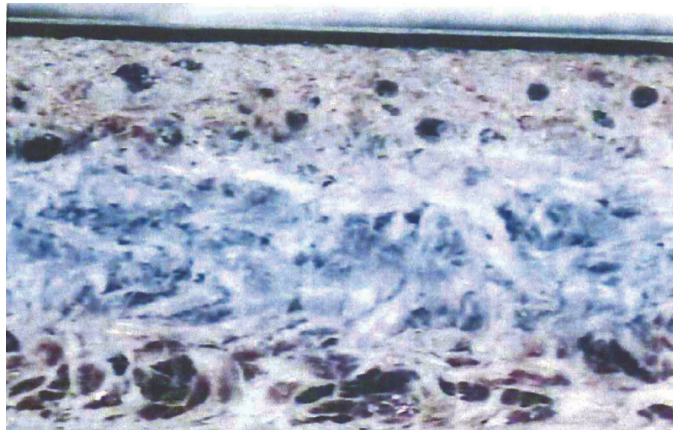
(1)革構造の証明書(顕微鏡写真)

- ・明らかに革とわかる場合は不要です。
- ・目視や触感で革及び床革の判定ができない場合は ISO 17186 に準拠して革断面繊維構造が判定できる顕微鏡写真(倍率がわかるもの)を添付してください。
- ・仕上げ・塗装膜が厚い場合は、ISO 17186 に準拠して塗装膜厚を測定してください(0.15 mm 以下が認定条件です)。

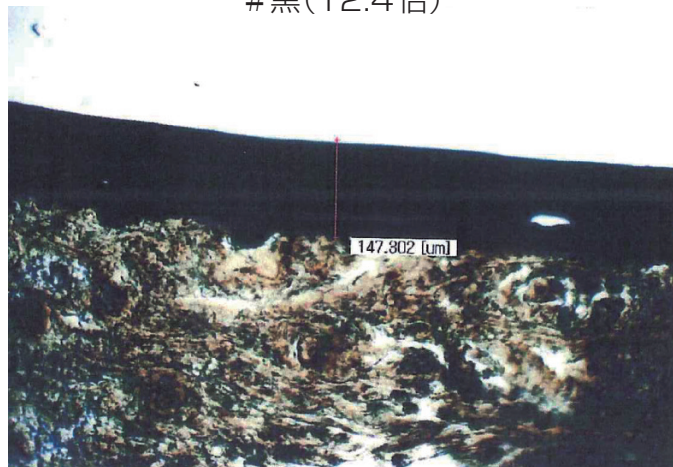
証明書例

(1)革構造の証明書(顕微鏡写真)

- ・明らかに革とわかる場合は不要です。
- ・目視や触感で革及び床革の判定ができない場合は ISO 17186 に準拠して革断面繊維構造が判定できる顕微鏡写真(倍率がわかるもの)を添付してください。
- ・仕上げ・塗装膜が厚い場合は、ISO 17186 に準拠して塗装膜厚を測定してください(0.15 mm 以下が認定条件です)。



#黒(12.4倍)



#黒(450倍)

証明書を申請書に添付する。

●原料供給証明書、商取引証明書などの添付

- a. 第一類の使用原料が、肉（食料）の副産物であることを証明すること。
- b. 第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革（床革）であることを証明すること。
- c. 第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。

第一類および第二類では原料供給証明書、第三類では必要に応じ商取引証明書・原産地証明書・輸出許可書等の写しを添付すること。パッカー名、原皮取引業者、タンナー名など業者名、団体、国、自治体、条約などが発行した証明書および住所が明記されたものを添付してください。

Q 原料供給証明書とは具体的にはどんなものですか？

A 例えば原皮購入先の納品書（日本での調達）や輸出業者のインボイス（海外からのウェットブルー）などがあります。印鑑漏れやサイン漏れがないか確認してください。

申請書類

(2)原料供給証明書

- ・第一類の使用原料が肉（食料）の副産物であることを証明すること。
輸入業者、原皮業者、製革業者等が発行する原料供給書を添付してください。
- ・第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革（床革）であることを証明すること。
製革業者等が発行する原料供給書を添付してください。
- ・第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。
必要に応じ、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書等の写しを提出してください。

証明書例

使用原料証明及び原料供給証明書

〇〇〇〇が使用する原料は牛原皮であり、食料用に牛がと畜される際に発生する副産物である。

具体的には、〇〇〇〇中央食肉卸売市場株式会社より牛原皮を当社が仕入れ、同社に販売したものを使用してレザーを生産している。

2024年 ×月 ×日

東京都××××××××

株式会社 ××××××

代表取締役社長 ××××

証明書を申請書に添付する。

●化学物質検査証明書の添付

本申込革に対する第三者検査機関による試験結果を添付すること。これをもって化学物質検査証明書とします。試験結果は、1.臭気、2.ホルムアルデヒド、3.溶出鉛、4.溶出カドミウム、5.溶出ニッケル、6.溶出コバルト、7.6価クロム含有量、8.6価クロム含有量(80℃加熱エージング)、9.溶出総クロム、10.鉛含有量、11.特定芳香族アミン、12.ノニルフェノール、13.ノニルフェノールエトキシレート、14.短鎖塩素化パラフィン(C10-C13)、15.摩擦に対する染色堅ろう度-乾燥試験(顔料(ピグメント)仕上げのみ)、16.摩擦に対する染色堅ろう度-湿潤試験(顔料(ピグメント)仕上げのみ)の順になるように記載してください。なお、第三者検査機関を複数利用した場合(4機関まで分割可能)は、試験結果を番号順に添付してください。

申請書類

(3)化学物質検査証明書

申請書の認定レベル(シルバーまたはブロンズ)、仕上げの種類に応じた項目について、第三者検査機関による試験結果の原本を以下の番号順に添付すること。これをもって化学物質検査証明書とします。

(1.臭気、2.ホルムアルデヒド、3.溶出鉛、4.溶出カドミウム、5.溶出ニッケル、6.溶出コバルト、7.6価クロム含有量、8.6価クロム含有量(80℃加熱エージング)、9.溶出総クロム、10.鉛含有量、11.特定芳香族アミン、12.ノニルフェノール、13.ノニルフェノールエトキシレート、14.短鎖塩素化パラフィン、15.摩擦に対する染色堅ろう度-乾燥試験(顔料(ピグメント)仕上げのみ)、16.摩擦に対する染色堅ろう度-湿潤試験(顔料(ピグメント)仕上げのみ)

Q 全く同じ製造プロセスで、色のみ異なる場合も全て検査しますか？

A 色に関わる項目等の検査になります。(認定レベルが同じ場合に限る)
(ホルムアルデヒド、溶出金属、鉛含有量、特定芳香族アミン、及び顔料(ピグメント)仕上げの場合は摩擦に対する染色堅ろう度)
※平成23年度より三原色染色について分析項目の緩和措置がとられています。
使用染料のSDS及び顔料(ピグメント)仕上げの場合は、摩擦に対する染色堅ろう度の確認を以て申請が可能となります。(詳細はお問い合わせください)

Q 後加工によるエンボス、プリーツなどを施した場合、再申請が必要ですか？

A 物理的な加工のみ行っている場合は、染色摩擦堅ろう度の確認のみで申請が可能、認定番号も同一とすることが可能です。

Q 別の認定制度で使用した分析データがありますが、申請可能ですか？

A 日本エコレザーの基準に基づいた試験分析方法であって、且つ6ヶ月以内の分析データであれば可能です。

証明書例

試験成績報告書

令和〇年〇月〇日

No.0000

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

試験試料・仕上げ種類：牛革 〇〇〇〇 顔料仕上げ
試験項目・グレード：日本エコレザー基準 (JEL) シルバー
試験方法：日本エコレザー基準方法による
試験結果：下記のとおり

検査項目	結果
臭気 (級)	2
ホルムアルデヒド (mg/kg)	16 以下
溶出金属 鉛 Pb (mg/kg)	0.8 以下
溶出金属 カドミウム Cd (mg/kg)	0.1 以下
溶出金属 ニッケル Ni (mg/kg)	1.0 以下
溶出金属 コバルト Co (mg/kg)	1.0 以下
溶出 6 価クロム (mg/kg)	検出せず (3.0 未満)
溶出 6 価クロム 80℃加熱エージング (mg/kg)	検出せず (3.0 未満)
溶出総クロム (mg/kg)	100
鉛含有量 (mg/kg)	90 以下
特定芳香族アミン (mg/kg)	検出せず (30 未満)
ノニルフェノール (mg/kg)	10 以下
ノニルフェノールエトキシレート (mg/kg)	100 以下
短鎖塩素化パラフィン(C10-C13) (mg/kg)	1000 以下
染色摩擦堅ろう度 乾燥試験 (級)	5
染色摩擦堅ろう度 湿潤試験 (級)	4-5

〒000-0000 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-00-00
一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇
TEL:0000-00-0000 FAX:0000-00-0000

●日本エコレザー認定申請宣言書

指定の発がん性染料5種及びその他化学物質を使用していないことを確認し、不使用を宣言してください。革製造工程の概略の提出、全使用薬品の届出、安全データシート(SDS)の提出、排水および廃棄物処理の宣言と証明書類の提出および申請した革の本基準に係わる品質を保証するために、各項を宣言してください。

Q 宣言書を書くのは誰ですか？

A 主たる鞣し工程を行った事業所の代表権者です。

様式2 宣言書1

日本エコレザー(JEL)認定申請宣言書

一般社団法人日本皮革産業連合会
会長 殿

1 この革には、日本エコレザー(JEL)認定基準書-2023の表14に定められた発がん性染料5種を使用していないことを宣言します。発がん性染料の不使用を確認できない場合は、使用した染料の C.I. Number またはカラーインデックス名称または CAS. Number を添付します。

表14 発がん性染料(5種)

	CAS Number	C.I. Number	カラーインデックス名称	IARC
1	569-61-9	CI 42500	C.I. BASIC RED 9	グループ2B
2	3761-53-3	CI 16150	C.I. ACID RED 26	グループ2B
3	6459-94-5	CI 23635	C.I. ACID RED 114	グループ2B
4	2602-46-2	CI 22610	C.I. DIRECT BLUE 6	グループ2A
5	1937-37-7	CI 30235	C.I. DIRECT BLACK 38	グループ2A

2 この革には、日本エコレザー(JEL)認定基準書-2023の表15に示すクロロフェノール類、有機スズ化合物、水銀、オルトフェニルフェノール、過フッ素化合物とポリフッ素化合物(規制対象のPFAS)、フマル酸ジメチルを使用していないことを宣言します。

表15 その他の化学物質

クロロフェノール類	トリクロロフェノール(TriCP)、テトラクロロフェノール(TeCP)、ペンタクロロフェノール(PCP)
有機スズ化合物	ジブチルスズ、ジオクチルスズ、モノブチルスズ、トリシクロヘキシルスズ、トリメチルスズ、トリオクチルスズ、トリプロピルスズ、トリブチルスズ、トリフェニルスズ
水銀	
オルトフェニルフェノール	
過フッ素化合物とポリフッ素化合物(規制対象のPFAS)	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)と関連物質 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩
フマル酸ジメチル	

3 この革の製造工程の概略及び主要廃棄物を提出します(宣言書2)。また、この革の製造に使用した全薬品名及び安全データシート(SDS)を添付します(宣言書3)。

4 この革の製造工程に関わる排水処理を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します(宣言書4)。

5 この革の製造工程に係わる廃棄物を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓

い、このことを証明できる書類を添付します(宣言書5)。

6 認定の有効期間内において本基準に係わる品質保証を維持するために事前に届け出なく登録製法を変更しないことを誓います。

7 認定された革の品質保証には責任を持ちます。ただし、これ以降の加工などがなされた場合はこの限りではありません。詳しくは、別に定める「日本エコレザー認定ラベル使用規程」に従います。

私は、上記の記載に相違ないことを誓います。

××××年 ×月 ×日

革製造会社名: □□□□株式会社

会社住所: 〒000-0000 兵庫県姫路市花田町××××

代表者名: 代表取締役 兵庫 ○○

電話: 079-282-××××

F A X: 079 -282-××××

E - m a i l: taro_xxxx@xxx.com

●製造工程概略及び主要廃棄物

製造工程の概略及び主要な廃棄物を記載し、提出してください。

宣言書2

製造工程概略及び主要廃棄物

```

    graph TD
      A[原皮] --> B[水漬け]
      B --> C[脱毛・石灰漬け]
      C --> D[脱灰・ペーチング]
      D --> E[ピッキング]
      E --> F[鞣し]
      F --> G[ウエットブルー]
      G --> H[再鞣・染色・加脂]
      H --> I[仕上げ]
      I --> J[排水処理]
      J --> K[排水]
      
      B --> B1[フレッシュ層、にべ]
      C --> C1[床皮、石灰屑]
      G --> G1[シェービング屑]
      I --> I1[トリミング屑]
      J --> J1[汚泥]
    
```

※上記と異なる場合は、作成し、提出してください。

使用薬品名	薬品製造会社名	SDSに記載する番号
③ 中和・再鞣・染色・加脂工程(脱脂～中和～再鞣・染色～加脂)		
④ 塗装仕上げ工程(下塗り、中塗り、上塗りなど)		

記入欄が足りない場合は行を追加して記入して下さい。
SDSは、この表の「SDSに記載する番号」と同じ番号をふり、同じ順番で、この表に続いて添付してください(一般化学薬品のSDSは提出不要です。詳しくは「日本エコレザー認定基準書-2023」のV3(5)をご覧ください)。
「宣言書1 日本エコレザー認定申請宣言書」1、2の物質を含有していないことをSDSでも確認し、提出してください

宣言書類3 SDS

SDSは、「全使用薬品の届出」の「SDSに記載する番号」と同じ番号をふり、同じ順番で、「全使用薬品の届出」に添付して提出してください。
(一般化学薬品のSDSは提出不要です。詳しくは「日本エコレザー認定基準書-2023」のV3(5)をご覧ください)。
また、使用した薬品が、「宣言書1 日本エコレザー認定申請宣言書」1、2の物質を含有していないことをSDSでも確認し、提出してください。

●排水処理関係書類

管理当局の発行する処理施設または料金等の、排水処理を適切に行っていることの証明書類を添付してください。

宣言書 4

排水処理関係書類

製造工程に係わる排水処理を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します

管理当局の発行する処理施設または料金等の、排水処理を適切に行っていることの証明書類を添付してください。

●廃棄物処理関係書類

マニフェストの等の写し等、廃棄物処理を適切に行っていることの証明書類を添付してください。

宣言書 5

廃棄物処理関係書類

製造工程に係わる廃棄物を記載し、管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します。

マニフェストの写し等、廃棄物処理を適切に行っていることの証明書類を添付してください。

廃棄物例

フレッシング屑(生皮由来)、石灰フレッシング屑、下にべ、上にべ、床皮(下級品)、床皮(正常品)、シェービング屑、縁裁ち屑(トリミング屑)、排水汚泥、その他廃棄物

皮革製造に係わる **排水処理、廃棄物処理** を適切に行っていることを宣言し、それらの証明書類、例えば、排水では管理当局の発行する処理施設又は料金等の書類、廃棄物ではマニフェスト等の写しを提出してください。

日本エコレザー申請に係る提出物チェック表

チェック	提出書類・提出物
<input type="checkbox"/>	日本エコレザー認定申請書
<input type="checkbox"/>	革構造の証明書(顕微鏡写真等) 目視で革の判定が困難な場合に提出
<input type="checkbox"/>	原料供給証明書
<input type="checkbox"/>	化学物質検査証明書(原本)
<input type="checkbox"/>	日本エコレザー認定申請宣言書
<input type="checkbox"/>	製造工程概略図及び主要廃棄物
<input type="checkbox"/>	全使用薬品の届出
<input type="checkbox"/>	SDS
<input type="checkbox"/>	排水処理関係書類
<input type="checkbox"/>	廃棄物処理関係書類
<input type="checkbox"/>	見本革片 約21cm×29cm(A4) 1枚
<input type="checkbox"/>	見本革片 約3cm×3cm 2枚
<input type="checkbox"/>	革表面写真データ(jpeg、330×330ピクセルの正方形)
<input type="checkbox"/>	申請料 振込の控えの写し(振込手数料は申請者がご負担ください) (但し、移行措置として、2027年3月31日まで無料とします。)